

公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構ゆとりーと共済健康管理事業助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構定款第4条第1項第2号の規定に基づく、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構ゆとりーと共済健康管理事業（以下「健康管理事業」という。）の助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象及び額)

第2条 健康管理事業の対象と助成金は次のとおりとする。ただし、会員がその費用を負担した場合に限る。

2 会員の負担額が助成金に満たない場合は会員の負担額を限度とする。

対 象	対象年齢	本人負担額	助成額
一般健康診断 生活習慣予防健診 人間ドック	35歳未満	金額にかかわらず	1,000円
	35歳以上	5,000円未満	1,000円
		5,000円以上 10,000円未満	3,000円
		10,000円以上 20,000円未満	5,000円
		20,000円以上	10,000円
遠隔健診		1,000円	

(助成金請求期限)

第3条 助成金の請求は受検した日から1年以内に行わなければならない。

(助成の決定及び通知)

第4条 助成の決定は理事長が行う。

2 理事長は、助成を決定したときは、加入者を經由して健康管理事業助成金決定通知書により請求者に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第5条 助成金の交付は、あらかじめ届け出られた金融機関の預金口座に振込む方法により行うものとする。

(助成)

第6条 この規程に基づく助成は、会員の加入期日以後に受検したものについて行うものとする。

(助成の制限)

第7条 助成はいずれも、1年度(4月1日から翌年3月末日まで)につき1回を限度とする。

2 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を支給しないことがある。

- (1) 助成金の請求に虚偽があるとき。
- (2) 会費納入の義務を履行しないとき。

(助成金の返還)

第8条 理事長は会員が、虚偽その他の不正行為により助成金を受けたときは、その者から当該助成金を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において現に効力を有する財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが行った処分その他の行為又は同日において現に財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターに対して行っている申請その他の行為で、同日以降において財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降において財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構が行った処分その他の行為又は財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構に対して行った申請その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益移行認定による、名称変更に伴い一部を改正する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。